

(仮称) 市民図書館のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 明石駅前南地区の再開発ビルに設置する「(仮称) 市民図書館」の整備に係る基本計画について検討するため、(仮称) 市民図書館のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、教育委員会に報告するものとする。

- (1) 図書館整備基本計画に盛り込むべき項目及び内容に関すること。
- (2) 図書館整備基本計画書案の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、会長、副会長1人及び委員10人以内をもって組織する。

2 会長及び副会長は、図書館に関する学識経験を有する者から、委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 兵庫県立図書館関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 文化団体関係者
- (4) 郷土史関係者
- (5) 読書団体関係者
- (6) 公募による市民
- (7) その他教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 会長、副会長及び委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(会長の職務)

第5条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見

を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局青少年教育課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則 (平成24年3月23日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる検討委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、教育長が招集する。